

平成 20 年 9 月 29 日
国土交通省海事局検査測度課

IMO 第 13 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC13) の開催結果

9 月 22 日より 26 日までの間、国際海事機関 (IMO) 本部(ロンドン)において第 13 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC13) が開催され、我が国から、国土交通省、在英国大使館、(独) 海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から 14 名が参加したところ、主な審議結果は、以下のとおり。(同小委員会には、69 の国及び地域並びに 16 の機関の代表が参加)

○ 国際海上固体ばら積み貨物コード (IMSBC コード) の策定

<経緯>

2004 年 5 月に開催された第 78 回海上安全委員会 (MSC78) において、ばら積み貨物船の総合安全対策の一環として固体ばら積み貨物の安全実施基準 (BC コード) の強制化が合意されたことを受け、本小委員会において同コードの強制化のための検討を行ってきた。

昨年 9 月に開催された DSC12 において、国際海上固体ばら積み貨物コード (IMSBC コード：強制化に伴い BC コードの名称を変更) を強制化するための海上人命安全条約 (SOLAS 条約) の改正案及び IMSBC コード案を作成したが、時間の制約から審議を十分に行うことが出来なかった石炭及び褐炭ブリケットの運送要件、還元鉄 (DRI: Direct Reduced Iron) の運送要件等の 4 点については DSC13 で再検討の上、修正することを前提に、第 84 回海上安全委員会 (MSC84) に承認を求めることとした。

本年 5 月に開催された MSC84 において、SOLAS 条約改正案及び IMSBC コード案を承認するとともに、上記 4 点に加え、我が国が提示した修正提案の検討を行うことを DSC13 に指示した。

SOLAS 条約改正案及び IMSBC コード案は、本年 11 月に開催される第 85 回海上安全委員会 (MSC85) にて採択に付される。採択された場合、2011 年 1 月 1 日に発効することが見込まれている。

<審議結果>

IMSBC コード案のうち、MSC84 から検討を指示された項目である、石炭及び褐炭ブリケットの運送要件、還元鉄 (DRI) の運送要件、石炭セルフアンローダー船の要件、成形された硫黄の運送要件等について集中的な審議を行い、IMSBC コードの修正案を作成し、これを 11 月に開催される MSC85 に報告することを合意した。

石炭及び褐炭ブリケットの運送要件については、基本的に現行 BC コードと同等の要件とし、一部、強制化に際し明確化を図る必要がある規定、例えば、「石炭を積載した船倉に隣接する区画の電気設備は防爆型にすること」という規定について、ガスタイトの隔壁で仕切られた機関室には適用されないよう、我が国から働きかけ、修正を行った。

また、同運送要件中、「石炭を”hot area”に隣接した場所に積載してはいけない」という規定について、我が国から”hot area”という用語の明確化を条約改正の発効までに図

る必要があることを指摘したところ、各国・各機関の共通認識が醸成された。このため、来年 9 月に開催される DSC14 までの間、(独)海上技術安全研究所の太田上席研究員をコーディネータとする非公式コレスポネンス・グループ(関心国・機関が参加)において検討を行い、その結果を踏まえ、DSC14 において審議を行うこととなった。

以上